

令和3年11月30日（火曜日）

○議事日程

令和3年11月30日（火）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 常任委員会委員の選任について
- 日程第 4 常任委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 日程第 5 議会運営委員会の委員の選任について
- 日程第 6 議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 日程第 7 香取広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
- 日程第 8 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第 9 東庄町児童館運営協議会委員の選挙について
- 日程第10 各種審議会等委員候補者の選出について
- 日程第11 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和3年度東庄町一般会計補正予算(第5号))
- 日程第12 議案第39号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する  
条例を制定することについて
- 日程第13 議案第40号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条  
例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第14 閉会中の継続調査の申し出について  
(議会運営委員会調査中の事件について)

- 追加日程第 1 議長辞職の件
- 追加日程第 2 議長の選挙について
- 追加日程第 3 議席の一部変更及び議席の指定について
- 追加日程第 4 副議長辞職の件
- 追加日程第 5 副議長の選挙について

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（14名）

1番 越川良男君

2番 柳 堀 忠 君  
3番 桜 井 莊 一 君  
4番 土 屋 光 正 君  
5番 佐久間 義 房 君  
6番 板 寺 正 範 君  
7番 花 香 孝 彦 君  
8番 大 網 正 敏 君  
9番 城之内 一 男 君  
10番 高 木 武 男 君  
11番 鈴 木 正 昭 君  
12番 山 崎 ひろみ 君  
13番 土 屋 進 君  
14番 宮 澤 健 君

○欠席議員

なし

○出席説明員（4名）

町 長 岩 田 利 雄 君  
副 町 長 金 島 正 好 君  
総 務 課 長 向 後 喜一朗 君  
教 育 長 五十嵐 正 憲 君

○出席事務局員（3名）

事 務 局 長 笹 本 忠 男  
次 長 堀 江 香 澄  
副 主 査 高 橋 大 助

議長（山崎ひろみ君）

おはようございます。今日は、東庄町議会第1回臨時会にご参集いただき、ご苦勞さまでございます。

開会に先立ち、議員各位にご了解をいただくことがあります。これは去る11月25日開催の議会運営委員会におきまして、申し合わせ事項として全会一致で決定した事項でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

まず、組合議員についてであります。組合議員のうち規約によりその任期が実質議員の任期となっている香取広域市町村圏事務組合議会議員、また千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員については、慣例により2年交代とし、辞職願を提出することにより、選挙を行うものとする。

次に、各種審議会等委員についても、条例により、その任期が実質議員の任期となっている総合計画審議会委員、また青少年問題協議会委員については、慣例により2年経過の令和3年11月30日をもって辞任されたものとする。

従いまして、選出においては、再選される場合があるとしても、全ての新委員の候補者を選出の上、町長に推薦する扱いとします。

最後に、監査委員及び東総広域水道企業団議会議員1名については、これら議員役職の改選等により、変更の必要がある場合に限り、退職願を提出することとし、退職の場合、同委員の候補者を選出の上、町長に推薦する扱いとする。

これらにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（午前10時01分 開会）

議長（山崎ひろみ君）

それでは、以上3点を確認して開会したいと思います。

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、令和3年東庄町議会第1回臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程に先立ち報告します。地方自治法第121条第1項の規定による本臨時会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、本日町長から議案の送付があり、これを受理しました。

以上で報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、13番 土屋進君、1番 越川良男君、兩名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

お諮りします。本臨時会の会期は本日一日限りとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。本臨時会の会期は、本日一日限りに決定しました。

ここで私は議長の辞職願を提出してありますので、議長職を副議長と交代させていただきます。

副議長 (鈴木正昭君)

改めまして、おはようございます。議長交代ということで、ちょっと年長ですが、不手際があるかと思いますが、よろしくご協力のほど、お願いいたします。

議長、山崎ひろみ君から議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長 (鈴木正昭君)

異議なしと認めます。従って、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、山崎ひろみ君の退場を求めます。

(山崎ひろみ君退場)

副議長 (鈴木正昭君)

職員に辞職願を朗読させます。

(事務局朗読)

副議長 (鈴木正昭君)

お諮りします。

山崎ひろみ君の議長の辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(鈴木正昭君)

ご異議なしと認めます。従って、山崎ひろみ君の議長辞職を許可することに決定いたしました。

山崎ひろみ君の入場をお願いします。

(山崎ひろみ君入場)

副議長(鈴木正昭君)

それでは、ここで山崎ひろみ君のご挨拶をお願いいたします。登壇して、お願いします。

14番(山崎ひろみ君)

改めまして、議員の皆様、この2年間大変お世話になってありがとうございます。本当に御礼を申し上げます。

2年前の12月に議長にさせていただき、ほんの3ヶ月足らずの間、通常の活動が出来たのですけれども、その後はコロナ禍ということで思うような活動が出来ませんでした。本来であれば、町民の皆様といろいろな接点を持つ機会もありましたが、残念ながら何一つかないませんでした。議会の中でも皆さんと集まって意見交換をしたいと思っていましたけれども、それもかなわないことでした。これから、また2年間、元の活動には戻れないかもしれませんが、私も一議員として、また一から頑張ってまいりたいと思います。

最後に、執行部の皆様、そして事務局、私を支えていただきました。そして、また13名の議員の皆様、大変ありがとうございました。御礼の言葉しかありません。

これからも、また頑張ってまいりますので、よろしくをお願いいたします。

副議長(鈴木正昭君)

山崎ひろみ君の議長辞職により、議長が欠けました。

お諮りします。

議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長 (鈴木正昭君)

ご異議なしと認めます。従って、議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

ここで、暫時休憩とします。

直ちに全員協議会を開催して、議長選挙にかかる所信表明会を行います。

(午後 10時09分 休憩)

(午後 10時34分 再開)

副議長 (鈴木正昭君)

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第2、議長選挙を行います。

この選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

副議長 (鈴木正昭君)

ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に3番、桜井荘一君及び4番、土屋光正君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。よろしく申し上げます。

(投票用紙配付)

副議長 (鈴木正昭君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長 (鈴木正昭君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

副議長 (鈴木正昭君)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

(投票)

副議長（鈴木正昭君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長（鈴木正昭君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。桜井荘一君及び土屋光正君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

副議長（鈴木正昭君）

選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票です。有効投票のうち、板寺正範君7票、宮澤健君7票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であり、板寺君と宮澤君の得票数は、いずれもこれを超えております。また、両名の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

板寺君及び宮澤君が議場におられますので、両名にくじを引いていただきます。

くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

くじは、こよりで行います。立会人のお願いをいたします。

くじは、これより行います。桜井君、土屋君、くじの立ち会いをお願いします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

板寺君、宮澤君、くじを引いてください。

(順序決定くじ)

副議長（鈴木正昭君）

くじを引く順序が決定いたしましたので、報告します。

1 番目に板寺君、2 番目に宮澤君、以上のとおりです。  
ただいまの順序により当選人を決定するくじを行います。  
板寺君、宮澤君、くじを引いてください。

(議長決定くじ)

副議長 (鈴木正昭君)

くじの結果を報告します。  
くじの結果は、宮澤君が当選人と決定しました。  
議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

副議長 (鈴木正昭君)

議長に当選されました宮澤君が議場におられます。本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

宮澤君、ご挨拶をお願いします。

新議長 (宮澤 健君)

ただいま議長に当選をいたしました宮澤でございます。最後の最後まで接戦というように板寺議員と票を二分したわけですが、課題は一つでありまして、町、特に議会が一丸となってこの東庄町のこれからの発展のために尽力をしていくという思いは一緒でございますので、皆様方の議会運営に関してのご協力とご支援をよろしく願いしまして、当選の挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

副議長 (鈴木正昭君)

ご協力ありがとうございました。  
これをもちまして、議長の職務を終了します。  
それでは、宮澤議長、議長席にお着き願います。

議長 (宮澤 健君)

何分不慣れでございます。円滑な議事運営にご協力をお願いします。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時10分とします。よろしく申し上げます。

(午前10時55分 休憩)

(午前11時10分 再開)

議長（宮澤 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議席の一部変更及び議席の指定を行います。

お諮りします。

議席の一部変更及び議席の指定を日程に追加し、追加日程第3とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議席の一部変更及び議席の指定を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第3、議席の一部変更及び議席の指定を行います。

議席は会議規則第3条第3項の規定に基づき、議長の議席を14番にして、また、議員の経験年数等を考慮し、議席を12番 山崎ひろみ君、11番 鈴木正昭君、10番 高木武男君、9番 城之内一男君、8番 大網正敏君、7番 花香孝彦君、6番 板寺正範君、5番 佐久間義房君に変更したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

異議なしと認め、従って、14番 宮澤健、12番 山崎ひろみ君、11番 鈴木正昭君、10番 高木武男君、9番 城之内一男君、8番 大網正敏君、7番 花香孝彦君、6番 板寺正範君、5番 佐久間義房君に変更します。

ただいま議席を変更された議員は、それぞれの議席に着席をお願いします。

（新議席着席）

議長（宮澤 健君）

副議長 鈴木正昭君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第4、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、鈴木正昭君の退場を求めます。

（鈴木正昭君退場）

議長（宮澤 健君）

職員に辞職願を朗読させます。

（事務局朗読）

議長（宮澤 健君）

お諮りします。

鈴木正昭君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、鈴木正昭君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

鈴木正昭君の入場をお願いします。

（鈴木正昭君入場）

議長（宮澤 健君）

それではここで、鈴木正昭君のご挨拶をお願いします。

11番（鈴木正昭君）

どうも、皆さん。2年間短い間でしたが、本当に皆さん御指導ありがとうございました。最後にですね体調を崩しまして、ご迷惑をかけました。それからですね、議員在任中ですので、しっかり引き続き、頑張ってきたと思います。どうもいろいろありがとうございました。

議長（宮澤 健君）

鈴木正昭君の副議長辞職により、副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長選挙を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに選

挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

全員協議会を開催しまして、副議長選挙に係る所信表明会を行います。

(午前11時18分 休憩)

(午前11時21分 再開)

議長(宮澤 健君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第5、副議長選挙を行います。

この選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

議長(宮澤 健君)

ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に1番 越川良男君及び2番 柳堀忠君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

議長(宮澤 健君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

議長（宮澤 健君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(投票)

議長（宮澤 健君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（宮澤 健君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票をお願いします。越川良男君及び柳堀忠君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

議長（宮澤 健君）

選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票。無効投票0票です。有効投票のうち、大網正敏君7票、板寺正範君6票、土屋光正君1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。従って、大網正敏君が副議長に選出されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

議長（宮澤 健君）

副議長に当選されました、大網正敏君が議場におられます。本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

大網正敏君、ご挨拶をお願いします。

新副議長（大網正敏君）

8番大網です。副議長ということで、重い責務だと考えています。議長を支えな

がら、今後とも2年頑張っていきたいと思います。そして、先程、スローガンで言いましたが、声を出す議会、知恵を出す議会、汗を出す議会が、可能な議会にして行きたいと私は考えています。今後ともよろしくお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

日程第3、常任委員会委員の選任を行います。

ここでお諮りします。常任委員会委員等の選考につきましては、選考委員により協議したいと思います。また、選考委員については、議長より指名したいと思いません。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

それでは指名いたします。13番 土屋進議員、12番 山崎ひろみ君、9番 城之内一男議員、以上3名を指名いたします。

選考委員と議長により協議したいと思いますので、会議室2へご参集願います。

なお、選考委員以外の各議員につきましては、議員控室にて待機をお願いします。

ここで暫時休憩といたします。

（午前11時36分 休憩）

（午後11時50分 再開）

議長（宮澤 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

選考が終わりましたので、指名表をお配りします。

（指名表配付）

議長（宮澤 健君）

お諮りします。

常任委員会委員の選任は、東庄町議会委員会条例第5条の規定により、お手元に配付しました指名表のとおり指名したいと思いません。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、常任委員会委員は配付した指名表のとおり選任することに決定しました。  
ここで暫時休憩とします。

再開は午後 1 時からといたします。

(午前 11 時 50 分 休憩)

(午後 1 時 00 分 再開)

議長（宮澤 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで各常任委員会を開催して、正副委員長の互選をお願いしたいと思います。  
まず、総務産業常任委員会及び文教福祉常任委員会をお願いします。総務産業常任委員会は会議室 2 A、文教福祉常任委員会は会議室 2 B へご集合願います。続きまして、議員控室におきまして予算決算常任委員会をお願いします。

また、各常任委員会では、慣例により、正副委員長の互選と併せて議会運営委員の選出もお願いします。

ここで暫時休憩とします。

なお、議会広報編集委員につきましては、引き続き役職をお願いしたいと思います。

ここで暫時休憩とします。

(午後 1 時 00 分 休憩)

(午後 1 時 25 分 再開)

議長（宮澤 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 4、常任委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告を行います。

休憩中に開催されました各常任委員会において、正副委員長の互選があり、その結果の通知がありました。報告いたします。

初めに、委員長について申し上げます。総務産業常任委員長、土屋光正君、文教福祉常任委員長、花香孝彦君、予算決算常任委員長、佐久間義房君。次に、副委員長について申し上げます。総務産業常任副委員長、桜井莊一君、文教福祉常任副委員長、柳堀忠君、予算決算常任副委員長、越川良男君。以上で報告を終わります。

日程第 5、議会運営委員会委員の選任を行います。

ここで指名表をお配りしました。

(指名表配付)

議長（宮澤 健君）

議会運営委員会委員の選任については、東庄町議会委員会条例第5条の規定により、お手元に配付した指名表のとおり指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議会運営委員会委員は、配付した指名表のとおり選任することに決定しました。

ここで議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いしたいと思います。議会運営委員会委員は会議室2Bへご集合願います。

ここで暫時休憩とします。

(午後 1時27分 休憩)

(午後 1時39分 再開)

議長（宮澤 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告を行います。

休憩中に開催されました議会運営委員会において、正副委員長の互選があり、その結果の通知がありました。報告いたします。

議会運営委員長、板寺正範君、議会運営副委員長、山崎ひろみ君。

以上で報告を終わります。

ここで正副委員長互選結果表をお配りします。

(正副委員長互選結果表配付)

議長（宮澤 健君）

ここで各委員長からご挨拶をお願いします。

初めに、総務産業常任委員長、土屋光正君。お願いいたします。

13番（土屋光正君）

皆さん、こんにちは。総務産業委員長に任命されました土屋光正です。前年度は副委員長として、板寺委員の下で、やらしてもらいましたが、今年度は、前年度

に板寺委員のやり残したこと、計画進めていたことを継続して、進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（宮澤 健君）

次に、文教福祉常任委員長、花香孝彦君。お願いいたします。

8番（花香孝彦君）

文教福祉常任委員長をお受けいたしました花香孝彦です。東庄町のために、また、子供達、高齢者のことを第一に考えた委員会運営となるよう、一生懸命努めてまいりたいと思っております。どうぞ皆様のご協力とご理解をいただきながら進めていきますので、何卒よろしくようお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

次に、予算決算常任委員長、佐久間義房君。

6番（佐久間義房君）

前期に引き続き予算決算常任委員長を仰せつかりました。大事な予算決算ですから、皆様のご意見を十分に反映して、議会運営に役立てたいと思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

次に、議会運営委員長、板寺正範君。

7番（板寺正範君）

議会運営委員長を仰せつかりました板寺です。議会運営委員会は、重要な部門であり、議会の運営をスムーズに、そして、皆さんの意見が反映されるよう段取りをするところだと認識しています。法令や申し合わせに則り、駄目なものは駄目、いいものはいい、そういう考えの下で、議会運営委員会進めてまいりたいと思っております。皆様のご協力をお願いいたします。

以上でございます。

議長（宮澤 健君）

各委員長の挨拶が終わりました。

これから組合等の議員及び各種審議会等の委員候補者の選考を行いたいと思っております。選考委員は会議室2Bへご集合願います。

ここで暫時休憩とします。

（午後 1時47分 休憩）

(午後 2時13分 再開)

議長 (宮澤 健君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7、香取広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

香取広域市町村圏事務組合議会議員に、桜井荘一君、越川良男君、宮澤健を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した、桜井荘一君、越川良男君、宮澤健を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、ただいま指名しました、桜井荘一君、越川良男君、宮澤健が香取広域市町村圏事務組合議会議員に当選しました。本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

日程第8、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に、大網正敏君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した、大網正敏君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、ただいま指名しました、大網正敏君が千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

日程第9、東庄町児童館運営協議会委員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

東庄町児童館運営協議会委員に、柳堀忠君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した、柳堀忠君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、ただいま指名しました、柳堀忠君が東庄町児童館運営協議会委員に当選しました。本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

なお、香取広域市町村圏事務組合議会議員3人のうち1人及び東総広域水道企業団議会議員2人のうち1人については、規約により議長職をもって組合議員に充てるものとされておりますので、ご報告いたします。

以上の選挙結果を配付します。

(選挙結果配付)

議長 (宮澤 健君)

日程第10、各種審議会等委員候補者の選出を行います。

お諮りします。

各種審議会等委員候補者の選出については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

指名表を配付させます。

(指名表配付)

議長（宮澤 健君）

お諮りします。

ただいま配付しました指名表記載のとおり、各種審議会等委員候補者を選出することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

よって、指名表記載のとおり、各種審議会等委員の候補者を選出することに決定しました。

日程第11、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度東庄町一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（宮澤 健君）

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、承認第4号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案件は、令和3年度東庄町一般会計補正予算第5号の専決処分について承認を求めるもので、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、3回目の追加接種の方向性が示されたことに伴い、12月以降の接種を実施するため、予算を編成したものであります。補正内容でありますけれども、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,001万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億9,699万1,000円としております。

また、第2条、繰越明許費で翌年度に繰り越して使用することが出来る経費につ

いて規定したものでございます。

議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により11月1日に専決処分とさせていただきましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、承認くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

承認第4号、専決処分の承認を求めることについての内容のご説明を申し上げます。

令和3年度東庄町一般会計補正予算（第5号）につきまして、11月1日に専決処分を行いましたので、承認を求めるものでございます。

町長の提案理由にもありましたとおり、新型コロナウイルスワクチンに3回目の追加接種の方向性が示されたことに伴い、12月以降の新型コロナウイルスワクチン接種事業のための費用を計上したものととなります。

初めに、歳出予算から申し上げますので、議案書の9ページをお願いいたします。

4款1項2目・衛生費、保健衛生費、予防費の1節・報酬合計296万9,000円、ワクチン接種事業のために雇用する会計年度任用職員及び予防接種健康被害調査委員会委員の報酬となります。3節・職員手当等合計330万5,000円及び4節・共済費合計5万円。接種事業に従事する職員の手当などの人件費となります。

7節・新型コロナウイルスワクチン接種等謝金、813万円、及び8節・旅費42万円。ワクチン接種をする医師、看護師などに対する謝金等となります。

10節・需用費合計95万4,000円。消耗品及び窓空き封筒などの印刷製本費です。

11節・役務費、合計210万1,000円。郵便料、電話料、国保連合会に支払う事務手数料となります。

12節・委託料合計6,184万2,000円。ワクチン接種の委託料、ワクチン接種のコールセンターの委託料、10ページに移りまして、ワクチン接種の集団

接種会場の運営委託、及び予約システムの改修となります。

13節・複写機使用料、24万円、新型コロナウイルスワクチン接種に係るコピー機の借上げとなります。

次に、歳入について申し上げます。恐れ入りますが、8ページをお願いいたします。

歳出で説明いたしました全額につきまして、国庫支出金で賄うものとなります。

15款・国庫支出金、2項3目2節・国庫補助金、衛生費国庫補助金、予防費補助金では交付決定のあった8,001万1,000円を計上しております。

続いて、第2条の繰越明許費ですが、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度繰り越して使用することの出来る経費を定めるものでございます。

6ページの第2表をお願いいたします。

4款・衛生費、1項・保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業4,943万8,000円。今回の補正額のうち年度内に終わらない見込みの部分について、繰り越すものとなります。

以上で専決処分による一般会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、承認くださいますようお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

異議なしと認めます。

これから、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度東庄町一般会計補正予算（第5号））を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、承認第4号は承認することに決定しました。

日程第12、議案第39号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて及び日程第13、議案第40号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、以上2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（宮澤 健君）

ここで提案者から資料を配付したい旨の申し出がありましたのでこれを許します。

（資料配付）

議長（宮澤健君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは議案第39号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて及び議案第40号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

職員の給与は、地方公務員法に基づき、生計費や、国、他の地方公共団体の職員並びに民間企業従事員の給与等との均衡を考慮して、定めることとされております。

令和3年度の国の人事院勧告、及び千葉県的人事委員会勧告によりますと、ボーナス支給月数について、公務員が民間を上回っている状況であり、この格差を埋めるため、国や千葉県では期末手当の引き下げを内容とする給与改定が実施をされる予定であります。

本町におきましても、人事院勧告に準じた給与改定を実施するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、議案第39号と第40号、両案の内容をご説明いたします。

町長の提案理由にありましたように、一般職及び常勤の特別職の職員について人事院勧告等に基づき期末手当の支給割合の改定を行うため、条例を改正するものでございます。

議案書の16ページをお願いします。

議案第39号につきましては、一般職の職員の期末手当と再任用職員の期末手当の支給割合の改定でございます。

参考資料の1ページから2ページの新旧対照表、及び別紙1の表を併せてご覧ください。

民間の支給割合と見合うよう期末手当の年間の支給割合を一般職の職員で0.15月分引き下げるもので、これにより期末勤勉手当の年間支給割合4.45月分が4.30月分となります。また、再任用職員で0.10月分引き下げるもので、期末勤勉手当の年間支給割合が2.35月分が2.25月分となります。

第1条では、この引き下げ分を令和3年12月の支給分から適用させ、12月期の期末手当を現行の月数から一般職の職員は0.15月分引き下げ、再任用職員は0.10月分を引き下げるものです。

一般職員については現行1.275月から、1.125月。特別管理職員、これは主幹以上の職となりますが、現行1.075月から0.925月となります。再任用職員については、現行0.725月から、0.625月となります。

第2条では、この引き下げ分を一般職員については、0.15月を、また再任用職員については、0.10月を、令和4年4月以降において、6月期と12月期の期末手当で平準化するものでございます。それによって、一般職員については、いずれも1.200月、特別管理職員については、1.000月となります。また、再任用職員については、0.675月となります。

続きまして、議案書の18ページをお開きください。

議案第40号につきましては、特別職の職員の期末手当の支給割合の改正でございます。

参考資料の3ページの新旧対照表及び別紙2の表を併せてご覧ください。

特別職の期末手当の支給割合の改定でございます。現行は一般職の期末勤勉手当の年間支給割合4.45月と特別職の期末手当の年間支給割合を同率としているところでございます。一般職の期末手当の改正に合わせ、特別職においても期末手当の支給割合を0.15月引き下げ、年4.30月とする内容でございます。

第1条では、この引き下げ分を令和3年12月の支給分から適用させ、12月期の期末手当を現行2.225月から、2.075月とするものでございます。

第2条では、令和4年4月以降において、4.30月の期末手当を一般職と同様、6月期と12月期で平準化し、いずれも2.150月とするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

採決は1件ごとに行います。

初めに議案第39号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に議案第40号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第14、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出の配付をしてあります。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付しました申し出のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

閉会にあたり、町長よりご挨拶をお願いします。

町長、岩田利雄君。

町長 (岩田利雄君)

それでは、閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

正副議長さんをはじめ、それぞれの役職が滞りなく選出されました。誠にご同慶に堪えない次第でございます。

また、提案をさせていただきました案件も、慎重なるご審議を賜り、おかげさまで全ての案件を原案のとおり可決、同意、承認をいただきました。誠にありがとうございました。

さて、国政においては、岸田内閣が10月4日に発足し、任期満了により衆議院選挙の投開票が10月31日に行われました。

選挙の結果を受け、11月10日には第2次岸田内閣が発足し、新型コロナ対策や経済対策を取りまとめ、今後補正予算を成立させる方針とのことであります。

当町におきましても、国の動向に注視し、議会と共に、知恵を出し合い、諸般の

政策を進めてまいりたいとそのように考えております。

来月には早速12月定例会が予定をされております。議員各位におかれましては、議長さんを中心に議員活動に励まれ、町発展のためご指導、ご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

議長（宮澤 健君）

私からも一言ご挨拶申し上げます。

今日、議長という大役の責をいただきまして、何分不慣れな中での運営でありましたが、皆様方の絶大なるご協力の下にスムーズな議事運営をすることが出来ましたことに対して厚く御礼申し上げます。

これから、いろいろまた勉強し直しながら、皆さんと共に進めてまいりたいと思います。

そしてまた、海外では新型のコロナウイルスというようなことで、3回ワクチンを打った人でもかかるというようで、先日日本に入国した人もその疑いがあるということで、全世界からの入国をストップするというようになり、またいろいろな面で日本の経済に対する影響も出てくると思いますけれども、間もなく始まります12月議会に皆さんくれぐれも健康には留意されて、議会活動にあたっていただきたいと思いますので、よろしくお祈いします。

本日はどうもご苦勞さまでした。

以上で、令和3年東庄町議会第1回臨時会を閉会します。ご苦勞さまでした。

（午後 2時46分 閉会）